

福井大学学則（案）

平成 16 年 4 月 1 日

福大学則第 1 号

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 節 目的及び使命（第 1 条）
- 第 2 節 組織（第 2 条－第 11 条）
- 第 3 節 職員（第 12 条－第 12 条の 2）
- 第 4 節 組織の長（第 13 条－第 19 条の 2）
- 第 5 節 教授会等（第 20 条－第 21 条）
- 第 6 節 自己評価及び教育研究の状況の公表等（第 22 条－第 23 条）

第 2 章 学部通則

- 第 1 節 学年，学期及び休業日（第 24 条－第 26 条）
- 第 2 節 修業年限及び在学期間（第 27 条－第 29 条）
- 第 3 節 入学（第 30 条－第 38 条）
- 第 4 節 教育課程，履修方法，単位の授与等（第 39 条－第 52 条の 2）
- 第 5 節 卒業及び学位の授与等（第 53 条－第 56 条）
- 第 6 節 休学，留学，転学，転部，退学及び除籍（第 57 条－第 62 条）
- 第 7 節 賞罰（第 63 条－第 64 条）
- 第 8 節 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第 65 条－第 73 条）
- 第 9 節 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別の課程（第 74 条－第 77 条）
- 第 10 節 外国人留学生（第 78 条）

附 則

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び使命

（目的及び使命）

第 1 条 福井大学（以下「本学」という。）は，学術と文化の拠点として，高い倫理観のもと，人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し，地域，国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と，独創的かつ地域の特徴に鑑みた教育科学研究，先端科学技術研究及び医学研究を行い，専門医療を实践することを目的とする。

第 2 節 組織

（学部，学科及び課程）

第 2 条 本学に，次の学部，学科及び課程を置く。

教育学部 学校教育課程

医学部 医学科

看護学科

工学部 機械・システム工学科

電気電子情報工学科

建築・都市環境工学科

物質・生命化学科

応用物理学科

国際地域学部 国際地域学科

- 2 前項の各学部置く学科及び課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。
- 3 各学部、学科又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学長が別に定める。
- 4 学長は、前項により目的を定めるに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 5 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(共通教育部)

第2条の2 本学に、共通教育部を置く。

- 2 共通教育部に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科

医学系研究科

工学研究科

国際地域マネジメント研究科

- 2 福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科は、福井大学、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学の間で締結された協定書に基づき設置するもので、本学を基幹大学とし、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学を参加大学として組織する。
- 3 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、大学院学則に定める。

(学術研究院)

第4条 本学に、教員組織として学術研究院を置き、次の部門等を置く。

教育・人文社会系部門

医学系部門

工学系部門

先進部門

基盤部門

先端研究推進特区

- 2 学術研究院に関し必要な事項は、別に定める。

(教育学部附属学園及び附属学校)

第5条 本学の教育学部に、附属学園を置き、附属学園に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属義務教育学校

附属特別支援学校

- 2 附属特別支援学校においては、学校教育法（昭和22年法律第26号、以下「学校教育法」という。）第72条に規定する知的障害者に対する教育を行う。
- 3 附属学園及び附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第5条の2 本学の医学部に、附属病院を置く。

- 2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(学部及び研究科附属教育研究施設等)

第6条 本学に、学部及び研究科に附属する教育研究施設等として、次の施設を置き、これらを総称して附属教育研究施設等という。

教育学部	附属教育実践総合センター 総合自然教育センター
医学部	附属教育支援センター 附属先進イメージング教育研究センター
工学部	附属超低温物性実験施設 先端科学技術育成センター
医学系研究科	附属地域医療高度化教育研究センター
工学研究科	附属繊維工業研究センター

2 附属教育研究施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(工学部技術部)

第6条の2 本学工学部に、技術に関する専門的業務を処理するため、技術部を置く。

2 技術部に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(産学官連携本部)

第7条の2 本学に、産学官連携活動を行う拠点として、産学官連携本部を置く。

2 産学官連携本部に関し必要な事項は、別に定める。

(先進教育研究系施設)

第8条 本学に、先進教育研究等を行う拠点として、次の施設を置き、これらを総称して先進教育研究系施設という。

附属国際原子力工学研究所
高エネルギー医学研究センター
遠赤外領域開発研究センター
子どものこころの発達研究センター
繊維・マテリアル研究センター

(学内共同教育研究施設)

第8条の2 本学に、教職員が共同して教育若しくは研究を行い、又は教育若しくは研究のため共用する施設及びその他の全学的業務を行う施設として、次の施設を置き、これらを総称して学内共同教育研究施設という。

ライフサイエンス支援センター
ライフサイエンスイノベーションセンター
地域環境研究教育センター
重点研究高度化推進本部
テニユアトラック推進本部
アドミッションセンター
高等教育推進センター

語学センター
国際センター
キャリアセンター
地域創生推進本部
災害ボランティア活動支援センター
総合情報基盤センター

(学内共同教育研究施設等)

第8条の3 前2条に規定する組織を総称して学内共同教育研究施設等という。

2 学内共同教育研究施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第8条の4 本学に、関係する組織と有機的に連携して本学の特に重要な業務を行う組織として、次の機構を置く。

全学教育改革推進機構
COC推進機構
原子力医工統合研究推進機構
ライフサイエンスイノベーション推進機構
子どものこころの発達教育研究推進機構
国際化推進機構
産学官連携・地域イノベーション推進機構

2 機構及び本部に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第9条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(厚生補導施設)

第10条 本学に、福利厚生施設及び課外活動施設等（以下「厚生補導施設」という。）を置く。

2 厚生補導施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第11条 本学に、事務局その他事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員

(職員)

第12条 本学に、次の職員を置き、国立大学法人福井大学の役員及び職員をもって充てる。

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、URA職員、事務職員、技術職員及びその他の職員

(研修の機会等)

第12条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第44条の2に規定する研修に該当するものを除く。）など必要な取組を行うものとする。

第4節 組織の長

(学長)

第13条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第14条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長及び研究科長)

第15条 各学部、各研究科に学部長、研究科長を置く。

2 学部長は、当該学部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 研究科長は、当該研究科の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(共通教育部長)

第15条の2 共通教育部に共通教育部長を置く。

2 共通教育部長は、共通教育部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(部門長)

第15条の3 学術研究院の各部門に部門長を置く。

2 部門長は、当該部門の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教育学部附属学園長及び附属学校長)

第16条 教育学部附属学園に学園長を、附属学校に校長（幼稚園にあつては園長）を置く。

2 学園長は、附属学園の校務を総括整理する。

3 校長（幼稚園にあつては園長）は、当該附属学校の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(医学部附属病院長)

第16条の2 医学部附属病院に病院長を置く。

2 病院長は、附属病院の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(附属教育研究施設等の長)

第17条 附属教育研究施設等にそれぞれ長を置く。

2 附属教育研究施設等の長は、命を受けて当該施設の管理運営をつかさどる。

(工学部技術部長)

第17条の2 工学部技術部に技術部長を置く。

2 技術部長は、命を受けて技術部の管理運営をつかさどる。

(附属図書館長)

第18条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、附属図書館の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(産学官連携本部長)

第18条の2 産学官連携本部に産学官連携本部長を置く。

2 産学官連携本部長は、産学官連携本部の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(学内共同教育研究施設等の長)

第18条の3 学内共同教育研究施設等にそれぞれ施設長を置く。

2 施設長は、当該施設の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(機構長及び本部長)

第18条の4 各機構に機構長を、各本部に本部長を置く。

2 機構長は、当該機構の業務を総括整理する。

3 本部長は、当該本部の管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(保健管理センター所長)

第19条 保健管理センターに所長を置く。

2 所長は、保健管理センターの管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(組織の長の任命等)

第19条の2 第15条から前条までに規定する組織の長の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 教授会等

(教授会)

第20条 本学に、学校教育法第93条第1項の規定により教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第21条 本学に、特定の事項を審議するため、委員会等を置く。

2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 自己評価及び教育研究の状況の公表等

(自己評価等)

第22条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究の状況等の公表)

第23条 本学は、教育研究並びに組織及び運営の状況を積極的に公表するものとする。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第24条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第25条 学年を、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期を前半及び後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第26条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第27条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

2 再入学、転入学及び編入学の場合は、入学以前における大学又は大学に相当する課程の在学年数以下の期間を、前項の修業年限から控除することができる。

(修業年限の通算)

第28条 第75条の科目等履修生として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第29条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。ただし、医学部医学科にあつては、11年を超えることができない。

2 第35条の規定により編入学した者の在学期間は、編入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることはできない。ただし、同条第2項の規定により編入学した者の在学期間は、9年を超えることができない。

3 第52条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間については、別に定める。

4 学部において必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を別に定めることができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第31条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続)

第32条 入学志願者は、所定の手続により願出しなければならない。

(入学者選抜)

第33条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適正な体制を整えて行うものとする。

3 学長は、第1項の決定を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(入学手続及び入学許可)

第34条 合格者は、指定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除申請又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

(編入学)

第35条 本学の学部に編入学を志願する者がある場合は、選考の上、学長はその学部に入學を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、別表1に定める編入学定員により医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、別に定めるところにより選考を行い、学長が入学を許可する。

(1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者（医学部医学科を卒業した者又は在籍中の者は除く。）

(2) 大学院の修士課程又は博士課程を修了した者（医学部医学科を卒業した者又は在籍中の者は除く。）

(3) 学校教育法第104条の規定により学士の学位を授与された者

(4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

3 第1項に定めるもののほか、別表1に定める編入学定員により工学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、別に定めるところにより選考を行い、学長が入学を許可する。

(1) 大学において2年以上の課程を修了した者（当該者が学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者である場合は、当該者をその後に編入学させる本学において、大学における2年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めたもの）

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

(5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に該当する者のうち、大学の2年の課程を修了した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(7) 学校教育法第58条の2に規定する者

4 学長は、第1項から第3項により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(再入学)

第36条 本学を退学した者で、同じ学部には再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に再入学を許可することがある。

2 学長は、前項により再入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(転入学)

第37条 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に転入学を許可することがある。

2 学長は、前項により転入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(単位認定)

第38条 編入学、再入学及び転入学により入学を許可された者の既修得単位の認定は、当該学部において行う。

第4節 教育課程、履修方法、単位の授与等

(教育課程の編成方針)

第39条 各学部に、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分けるものとする。ただし、必要に応じて、自由科目を加えることができるものとする。

4 授業科目は、共通教育に関する科目及び専門教育に関する科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

第40条 削除

(履修方法)

第41条 各学部の学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修しなければならない。

2 教育課程の授業科目、単位等（医学部医学科にあつては、授業時間数を含む。以下同じ。）及び履修方法は、別に定めるところによる。

(1年間の授業期間)

第42条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第43条 各授業科目の授業は、15週（試験期間を除く。）にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業の方法)

第44条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとし、併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、大学設置基準第21条に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な教員の研修等)

第44条の2 本学は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位等の授与)

第45条 一の授業科目を履修し、その試験及びその他の審査に合格した者に所定の単位等を与えるものとする。

2 授業科目の成績の評語については、別に定める。

(成績評価基準等)

第46条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価については、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第47条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるように努めるものとする。

2 各学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部等の授業科目の履修等)

第48条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 学生は、卒業研究について、他の学部等の教員から指導を受けることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第49条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位(医学部医学科にあつてはこれに相当する授業時間とする。以下第50条第2項及び第51条第3項において同じ。)を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第58条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学又は短期大学において授業科目を履修する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第50条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第51条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第75条(科目等履修生)の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第49条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第52条 大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育課程の編成及び関連事項の制定について)

第52条の2 学長は、教育課程を編成するとともに、教育課程の実施について必要な事項を定める。

- 2 学長は、前項により教育課程を編成し及び教育課程の実施について必要な事項を定めるに当たり関係学部の教授会の意見を聴くものとする。

第5節 卒業及び学位の授与等

(卒業)

第53条 第27条に規定する修業年限以上在学し、かつ、別に定める所定の単位等を修得した者は、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、前項の規定により卒業を認定するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(早期卒業)

第54条 前条の規定にかかわらず、本学の学生（医学部医学科の学生を除く。）で3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認める学生が、学校教育法第89条に規定する卒業（以下「早期卒業」という。）を希望する場合は、学長は、卒業を認定することができる。

- 2 学長は、前項の規定により早期卒業を認定するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(卒業及び早期卒業の認定の基準)

第54条の2 学長は、客観性及び厳格性を確保するため卒業及び早期卒業の認定の基準を定め公表するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により基準を定めるに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

(学位)

第55条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前項の規定により学位を授与するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第56条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部の課程及び学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表2のとおりとする。

第6節 休学、留学、転学、転部、退学及び除籍

(休学)

第57条 疾病その他の事由により、引き続き2か月以上修学できない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の休学は、1年（医学部医学科にあっては、2年）を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。

3 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

5 休学期間は、通算して4年（医学部医学科にあっては、通算して3年）を超えることができない。

6 休学期間は、第27条に規定する修業年限及び第29条に規定する在学期間に算入しない。

（留学）

第58条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長の許可を受けて、留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第27条に規定する修業年限及び第29条に規定する在学期間に算入する。

（転学）

第59条 他の大学へ転学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（転学部又は転学科）

第60条 転学部又は転学科を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長が許可することがある。

（願い出による退学）

第61条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第29条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第57条第5項に規定する休学期間を経過しても、なお修学できない者

(3) 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除又は徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者

(4) 授業料を期日までに納付せず、督促を受けても納付しない者

(5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

2 長期欠席その他の理由により、成業の見込みがない者に対しては、学長が除籍する。

3 学長は、前項の規定により除籍するに当たり当該学部の教授会の意見を求めることができる。

第7節 賞罰

（表彰）

第63条 学生として表彰に価する行為があった者は、学部長の推薦により、学長が表彰することがある。

2 学長は、前項の規定により表彰を行うに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

（懲戒）

第64条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為がある者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 4 停学の期間は、第 27 条に規定する修業年限及び第 29 条に規定する在学期間に算入する。ただし、停学の期間が 1 か月を超えるときは、修業年限に算入しないものとする。
- 5 学長は、第 1 項の規定により懲戒を行うに当たり当該学部教授会の意見を聴くものとする。
- 6 前項までに定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第 6 5 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規程（平成 16 年福大規程第 26 号）の定めるところによる。

(授業料の徴収)

第 6 6 条 授業料は、次の 2 期に分けて年額の 2 分の 1 に相当する額を徴収する。ただし、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

前期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで） 徴収期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

後期（10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで） 徴収期 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

- 2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収することができる。

(休学の場合における授業料)

第 6 7 条 休学を許可され又は命ぜられた者の休学中の授業料に関し必要な事項は、別に定める。

(復学の場合における授業料)

第 6 8 条 休学中の者が、前期又は後期の中途において復学した場合の授業料の額は、月割計算により復学当月から次の徴収期の前月までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 6 9 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

- 2 前項の期間を超えて在学する必要があるときは、その期間に相当する授業料を、その当初の月に納付しなければならない。

(退学等の場合における授業料)

第 7 0 条 退学、転学、停学及び除籍の場合には、その期の授業料は納付しなければならない。ただし、第 62 条第 4 号及び第 5 号による除籍の場合はこの限りでない。

(寄宿料の徴収)

第 7 1 条 寄宿料は、次により徴収する。ただし、学生の申出があったときは、当該年度の総額の範囲内で徴収する。

(1) 当月分をその月の末日まで

(2) 休業期間中の分は休業開始の前日まで

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第 7 2 条 特別な理由のあるものに対しては、本人の申請によって入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収猶予（月割分納を含む。）若しくは入学料の徴収猶予を許可することがある。

- 2 入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに授業料若しくは入学料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した授業料等)

第73条 納付した検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，返還しない。

- 2 入学志願者に対して，出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り，学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料については，前項の規定にかかわらず，第1段階目の選抜で不合格となった者の申出があった場合には，第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還する。
- 3 第1項の規定にかかわらず，入学者選抜の出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては，当該者の申し出により，既に納付した検定料のうち前項に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還する。
- 4 前期分授業料の徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，後期分授業料の徴収期前に休学又は退学した場合には，後期分授業料を返還する。
- 5 入学を許可するときに授業料を納付した者が，入学年度前に入学を辞退した場合には，納付した者の申出により当該授業料を返還する。

第9節 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別の課程

(研究生)

第74条 本学において，特定の事項について研究を希望する者があるときは，学長が研究生として入学を許可することがある。

- 2 学長は，前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第75条 本学において，本学の学生以外の者で，一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは，学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 学長は，前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については，第45条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

(特別聴講学生)

第76条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）並びに高等専門学校（以下「他の大学等」という。）の学生で，本学の授業科目を履修しようとする者があるときは，当該他の大学等との協議に基づき，学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 学長は，前項の規定により入学を許可するに当たり当該学部の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 特別聴講学生に対する単位の授与については，第45条の規定を準用する。
- 4 特別聴講学生に関し必要な事項は，別に定める。

(特別の課程)

第77条 学長は，文部科学大臣の定めるところにより，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第10節 外国人留学生

(外国人留学生)

第78条 外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、第 39 条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
- 3 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）の廃止に伴い本学に在学することとなった学生（平成 16 年 4 月 1 日入学者を除く。）は、当該学生が在学していた福井大学又は福井医科大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、本学はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）の廃止に伴い本学に在学することとなった学生（平成 16 年 4 月 1 日入学者）は、この学則により入学したものとする。
- 4 この学則第 2 条第 2 項の別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程・学 科	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
工学部	機械工学科	319	314	312
	電気・電子工学科	278	272	269
	情報・メディア工学科	289	284	282
	建築建設工学科	289	284	282
	材料開発工学科	309	304	302
	生物応用化学科	269	264	262
	物理工学科	212	208	206
	計	2,225	2,190	2,175
合 計		3,720	3,685	3,670

附 則（平成 18 年 3 月 30 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 5 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 18 年 7 月 5 日から施行し、改正後の福井大学学則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 12 月 6 日福大学則第 5 号）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日の前日に教務職員として在職している者が、施行日以後も引き続き教務職員として在職する場合は、この学則による改正後の福井大学学則第 12 条の規定にかかわらず、教務職員を置くことができる。

附 則（平成 19 年 1 月 10 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 18 日福大学則第 4 号）

この学則は、平成 19 年 4 月 4 日から施行し、改正後の福井大学学則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 10 月 17 日福大学則第 5 号）

この学則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 19 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 6 条、第 35 条第 2 項第 3 号、同条第 4 項及び第 54 条の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。
- 3 平成 20 年 3 月 31 日における教育地域科学部地域文化課程及び地域社会課程は、新学則第 2 条第 1 項及び別表 1 の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者及び平成 20 年 4 月 1 日以降に当該課程に転入学、編入学又は再入学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 新学則別表 1 中、次に掲げる課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 22 年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教育地域科学部	地域文化課程	90	60	30
	地域社会課程	90	60	30
	地域科学課程	60	120	180

附 則（平成 20 年 10 月 21 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 4 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 34 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
医学部	医学科	入学定員	105	105	105
		収容定員	605	615	625
	計	入学定員	165	165	165
		収容定員	865	875	885
合 計		入学定員	850	850	850
		収容定員	3, 665	3, 675	3, 685

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
105	105	105	105	105	105
635	645	655	655	655	655
165	165	165	165	165	165
895	905	915	915	915	915
850	850	850	850	850	850
3,695	3,705	3,715	3,715	3,715	3,715

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
100	100	100	100	100
650	645	640	635	630
160	160	160	160	160
910	905	900	895	890
845	845	845	845	845
3,710	3,705	3,700	3,695	3,690

注 平成 30 年度からの定員減は、緊急医師確保対策に基づく増員措置の終了による。

附 則（平成 21 年 2 月 17 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 17 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 6 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学科、計及び合計欄の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	110
		収容定員	620	635	650
	計	入学定員	170	170	170
		収容定員	880	895	910
合 計		入学定員	855	855	855
		収容定員	3, 680	3, 695	3, 710

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
110	110	110	110	110	105
665	680	685	685	685	680
170	170	170	170	170	165
925	940	945	945	945	940
855	855	855	855	855	850
3,725	3,740	3,745	3,745	3,745	3,740

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
105	100	100	100	100	100
675	665	655	645	635	630
165	160	160	160	160	160
935	925	915	905	895	890
850	845	845	845	845	845
3,735	3,725	3,715	3,705	3,695	3,690

注 平成 30 年度からの定員減は、緊急医師確保対策に基づく増員措置の終了、平成 32 年度からの定員減は、医師等人材確保対策に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（平成 22 年 3 月 16 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 9 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 15 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 3 日福大学則第 4 号）

この学則は、平成 24 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 20 日福大学則第 1 号）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 8 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 15 日福大学則第 1 号）

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の福井大学学則別表 1 中、次に掲げる学部、学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	定員の区分	平成 27 年度
医学部	看護学科	収容定員	250
	計	収容定員	935
工学部	機械工学科	収容定員	314
	電気・電子工学科		270
	知能システム工学科		262
	計	収容定員	2, 170

学 部	学科・課程	定員の区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医学部	計	収容定員	925	925	920

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
915	905	895	885	875	870

附 則（平成 27 年 2 月 23 日福大学則第 1 号）
この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日福大学則第 3 号）
この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日福大学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日における教育地域科学部及び工学部各学科（以下この項において「旧学部等」という。）は、改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 2 条第 1 項及び別表 1 の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に旧学部等に在学する者及び平成 28 年 4 月 1 日以降に旧学部等に転入学、編入学又は再入学する者が旧学部等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 新学則別表 1 中、次に掲げる学部及び課程・学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までは、次のとおりとする。

学 部	課程・学科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育地域科学部	学校教育課程	300	200	100
	地域科学課程	180	120	60
	計	480	320	160
教育学部	学校教育課程	100	200	300
	計	100	200	300
工学部	機械工学科	243	168	84
	電気・電子工学科	210	146	73

	情報・メディア工学科	215	150	75
	建築建設工学科	215	150	75
	材料開発工学科	225	150	75
	生物応用化学科	195	130	65
	物理工学科	153	102	51
	知能システム工学科	199	134	67
	機械・システム工学	155	310	475
	電気電子情報工学科	125	250	395
	建築・都市環境工学科	60	120	190
	物質・生命化学科	135	270	405
	応用物理学科	50	100	150
	計	2,180	2,180	2,180
国際地域学部	国際地域学科	60	120	180
	計	60	120	180

- 4 平成 28 年 3 月 31 日における工学部（以下この項において「旧工学部」という。）に在学する者及び平成 28 年 4 月 1 日以降に旧工学部に転入学，編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状は，新学則別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 1 月 1 日福大学則第 1 号）

この学則は，平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日福大学則第 3 号）

- この学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年 3 月 31 日以前の医学部医学科の編入学生に係る編入学の時期及び在学期間については，改正後の福井大学学則（以下「新学則」という。）第 29 条第 2 項ただし書き，第 35 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 平成 29 年 3 月 31 日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状については，新学則別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日福大学則第 5 号）

この学則は，平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日福大学則第 1 号）

この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 1 日福大学則第 3 号）

- この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の福井大学学則別表 1 中，次に掲げる学科，計及び合計欄の入学定員及び収容定員は，同表の規定にかかわらず平成 30 年度から平成 36 年度までは，次のとおりとする。

学 部	学 科	定員の区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医学部	医学科	入学定員	110	110	100
		収容定員	685	685	675
	計	入学定員	170	170	160
		収容定員	925	925	915
合 計		入学定員	855	855	845
		収容定員	3, 745	3, 745	3, 735

平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
100	100	100	100
665	655	645	635
160	160	160	160
905	895	885	875
845	845	845	845
3,725	3,715	3,705	3,695

注 平成 32 年度からの定員減は、新成長戦略等に基づく増員措置の終了によるものである。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日福大学則第 号）

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（ 年 月 日福大学則第 号）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条第 2 項関係）

学 部	学科・課程	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	100		400
	計	100		400
医学部	医学科	100	5	625
	看護学科	60		240
	計	160	5	865
工学部	機械・システム工学科	155	10	640
	電気電子情報工学科	125	20	540
	建築・都市環境工学科	60	10	260
	物質・生命化学科	135		540
	応用物理学科	50		200
	計	525	40	2,180

国際地域学部	国際地域学科	60		240
	計	60		240
合 計		845	45	3,685

※ 医学部医学科の編入学は第2年次，工学部の編入学は第3年次である。

別表2（第56条第2項関係）

学部	課程・学科	教員免許状の種類	免許教科
教 育 学 部	学校教育課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，工業，英語
		特別支援学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
工 学 部	機械・システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子情報工学科		工業
	建築・都市環境工学科		工業
	物質・生命化学科		理科
	応用物理学科		理科

福井大学大学院学則（案）

平成 16 年 4 月 1 日

福大学則第 2 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 組織（第 4 条－第 8 条）
- 第 3 章 自己評価等（第 9 条）
- 第 4 章 学年，学期及び休業日（第 10 条）
- 第 5 章 標準修業年限及び在学期間（第 11 条－第 12 条）
- 第 6 章 入学，再入学，転入学，留学，転専攻，休学，転学，退学及び除籍（第 13 条－第 28 条）
- 第 7 章 教育課程（第 29 条－第 35 条の 2）
- 第 8 章 課程の修了及び学位の授与（第 36 条－第 39 条）
- 第 9 章 教育職員免許（第 40 条）
- 第 10 章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第 41 条－第 42 条）
- 第 11 章 賞罰（第 43 条）
- 第 12 章 研究生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び特別の課程（第 44 条－第 46 条）
- 第 13 章 外国人留学生（第 47 条）
- 第 14 章 雑則（第 48 条）

附 則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この学則は，福井大学学則（平成 16 年福大学則第 1 号）第 3 条第 3 項の規定により，福井大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 本学大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

（修士課程及び博士課程）

第 3 条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

- 2 博士課程(医学を履修する博士課程を除く。)は，前期 2 年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期 2 年の課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 4 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（専門職学位課程）

第 3 条の 2 本学大学院に，専門職学位課程を置く。

- 2 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第2章 組織

(研究科)

第4条 本学大学院に置く研究科及び専攻は、別表1のとおりとし、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科を教職大学院と称する。

- 2 本学大学院の収容定員は、別表2のとおりとする。
- 3 各研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学長が別に定める。
- 4 学長は、前項により目的を定めるに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。
- 5 この学則に定めるもののほか、各研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(教職大学院)

第5条 教職大学院の教育研究は、福井大学（以下「本学」という。）、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学の協力により実施するものとする。

（大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科における教育研究の実施）

第6条 大阪大学大学院に置かれる大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科の教育研究の実施に当たっては、大阪大学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び本学が協力するものとする。

(大学院の教育を担当する教員)

第7条 本学大学院（教職大学院を除く。）の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に定める資格を有する本学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

- 2 教職大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、専門職大学院設置基準に定める資格を有する本学、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第8条 削除

第3章 自己評価等

(自己評価等)

第9条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第10条 学年及び学期については、本学学則第24条及び第25条の規定を準用する。

(休業日)

第10条の2 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日（ただし、国際地域マネジメント研究科を除く。）
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第5章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第11条 修士課程及び前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とする。ただし、医学を履修する博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。ただし、第35条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間については、別に定める。

第6章 入学、再入学、転入学、留学、転専攻、休学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第14条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科において認めた者

(10) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(11) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

(後期課程の入学資格)

第 15 条 後期課程に進学又は入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(医学系研究科博士課程の入学資格)

第 16 条 医学系研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学又は修業年限 6 年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及

び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科において認めた者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる本学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 個別の入学者資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると研究科において認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願の手続)

第17条 入学志願者は、所定の手続きにより、願出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。

2 学長は、前項の決定を行うに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

(入学手続及び入学の許可)

第19条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに、入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第20条 本学大学院を退学した者が再入学を願出たときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に再入学を許可することがある。

2 学長は、前項により再入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

(編入学)

第21条 他の大学の大学院を退学した者から本学大学院に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に入学を許可することがある。

2 学長は、前項により入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

(転入学)

第22条 他の大学の大学院から本学大学院に転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に転入学を許可することがある。

2 学長は、前項により転入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

(留学)

第23条 外国の大学院等に留学しようとする者は、学長の許可を受けて、留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第11条に規定する標準修業年限及び第12条に規定する在学期間に算入する。

(転専攻)

第24条 研究科内の他の専攻に転専攻を志願する者については、別に定めるところにより、学長が許可することがある。

(休学)

第25条 疾病その他の事由により、引き続き2か月以上修学できない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の休学期間は、1年（医学系研究科の博士課程にあつては2年）を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。
- 3 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 4 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。
- 5 休学期間は、通算して2年（医学系研究科の博士課程及び後期課程にあつては、通算して3年）を超えることができない。
- 6 休学期間は、第11条に規定する標準修業年限及び第12条に規定する在学期間に算入しない。

（転学）

第26条 他の大学院に転学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（願い出による退学）

第27条 退学しようとする者は、その理由を具し、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第12条に規定する在学期間を超えた者
 - (2) 第25条第2項に規定する休学期間を経過しても、なお修学できない者
 - (3) 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除又は徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者
 - (4) 授業料を期日までに納付せず、督促を受けても納付しない者
 - (5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- 2 長期欠席その他の理由により、成業の見込みがない者は、当該研究科の教授会の議を経て、学長が除籍する。
 - 3 学長は、前項の規定により除籍するに当たり当該研究科の教授会の意見を求めることができる。

第7章 教育課程

（教育課程の編成）

第29条 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。）に、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科に、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たって、本学大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（授業及び研究指導）

第29条の2 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 前項の授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、別に定める。
- 3 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専門分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。
- 4 前項の授業科目の内容、単位数及び履修方法は、別に定める。

(授業を行う学生数)

第29条の3 本学大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(併用により行う授業科目の単位の計算基準)

第29条の4 本学大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、大学院設置基準第15条に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第29条の5 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

4 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

5 学長は、第2項及び前項に規定する基準を定めるに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。
(履修科目の登録の上限)

第29条の6 本学大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第29条の7 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科は、当該研究科の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第30条 一の授業科目を履修し、その試験及び研究報告等の審査に合格した者に所定の単位を与えるものとする。

2 授業科目の成績の標語については、別に定める。

(教育方法の特例)

第31条 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第32条 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この項において同じ。）が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学（外国の大学を含む。）の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第23条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学院において授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

3 教職大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学（外国の大学を含む。）の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める45単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で、教職大学院の課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、学生が、第23条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学院において授業科目を履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

5 国際地域マネジメント研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学（外国の大学を含む。）の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で、国際地域マネジメント研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

6 前項の規定は、学生が、第23条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学院において授業科目を履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（他の大学院等における研究指導）

第33条 本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この条において同じ。）が教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、本学大学院において受けた研究指導とみなすことができる。

3 前2項の規定は、第23条の規定により学生が留学する場合に準用する。

4 本学大学院が教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の研究科（専攻）において必要な研究指導を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受ける期間は、第1項の規定を準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第34条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、本学大学院（教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この項において同じ。）における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により、教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、教職大学院において修得した単位以外のものについては、第32条第3項及び第4項の規定により教職大学院において修得したものとみなす単位数及び第38条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて22単位を超えないものとする。

4 第1項の規定により、国際地域マネジメント研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、国際地域マネジメント研究科において修得した単位以外のものについては、第32条第5項及び第6項の規定により国際地域マネジメント研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第35条 本学大学院は、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（教育課程の編成及び関連事項の制定について）

第35条の2 学長は、教育課程を編成するとともに、教育課程の実施について必要な事項を定める。

2 学長は、前項により教育課程を編成し及び教育課程の実施について必要な事項を定めるに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

第8章 課程の修了及び学位の授与

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第36条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該課程の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（後期課程の修了要件）

第37条 後期課程の修了要件は、当該課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、修士課程又は前期課程において、優れた業績を上げ、2年未満の在学期間をもって当該課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

（医学系研究科の博士課程の修了要件）

第38条 医学系研究科の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること

とする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（教職大学院の専門職学位課程(教職大学院の課程)の修了要件)

第38条の2 教職大学院の専門職学位課程(教職大学院の課程)の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（教職大学院における在学期間の短縮）

第38条の3 教職大学院は、第34条第1項の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、教職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

（教職大学院に係る連携協力校）

第38条の4 教職大学院は、第38条の2第1項に規定する実習その他の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

（国際地域マネジメント研究科の専門職学位課程の修了要件）

第38条の5 国際地域マネジメント研究科の専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

（国際地域マネジメント研究科における在学期間の短縮）

第38条の6 国際地域マネジメント研究科は、第34条第4項の規定により国際地域マネジメント研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を国際地域マネジメント研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により国際地域マネジメント研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で国際地域マネジメント研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、国際地域マネジメント研究科に少なくとも1年以上在学するものとする。

（学位の授与）

第39条 学長は、本学大学院の課程の修了を認定した者に対して、修士、博士、修士（専門職）又は教職修士（専門職）の学位を授与する。

2 学長は、前項の規定により学位を授与するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教育職員免許

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第40条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院の専攻において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表3のとおりとする。

第10章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

(検定料，入学料，授業料及び寄宿料)

第41条 検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額及び徴収方法は，国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年福大規程第26号）の定めるところによる。

第42条 入学料，授業料及び寄宿料等については，本学学則第66条から第73条までの規定を準用する。
この場合において，「第62条第4号及び第5号による除籍」とあるのは，「第28条第4号及び第5号による除籍」と読み替えるものとする。

第11章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第43条 表彰及び懲戒については，本学学則第63条及び第64条の規定を準用する。この場合において，「学部長」とあるのは，「研究科長」に，「当該学部の教授会」とあるのは，「当該研究科の教授会」と読み替えるものとする。

第12章 研究生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び特別の課程

(研究生等)

第44条 研究生，科目等履修生及び特別聴講学生については，本学学則第74条から第76条までの規定を準用する。この場合において，「当該学部の教授会」とあるのは，「当該研究科の教授会」と読み替えるものとする。

(特別研究学生)

第45条 他の大学（外国の大学を含む。）の大学院等の学生で，本学大学院において，研究指導を受けようとする者があるときは，当該大学院等との協議に基づき，学長が特別研究学生として入学を許可することがある。

2 学長は，前項の規定により入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。

3 特別研究学生に関し必要な事項は，別に定める。

(特別の課程)

第46条 学長は，文部科学大臣の定めるところにより，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

第47条 外国人で教育を受ける目的をもって入国し，本学大学院に入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項については，別に定める。

第14章 雑則

(雑則)

第48条 この学則に定めるもののほか，この学則の施行に必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。

- 2 国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）の廃止に伴い本学大学院に在学することとなった学生（平成 16 年 4 月 1 日入学者を除く。）は、当該学生が在学していた福井大学又は福井医科大学の大学院の課程を修了するために必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、本学はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）の廃止に伴い本学大学院に在学することとなった学生（平成 16 年 4 月 1 日入学者）は、この学則により入学したものとする。
- 4 この学則第 5 条の別表 2 中、次に掲げる専攻、小計、計及び合計欄の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 16 年度は、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
工学研究科	前期課程	機械工学専攻	52
		電気・電子工学専攻	42
		情報・メディア工学専攻	48
		建築建設工学専攻	46
		物理工学専攻	30
		原子力・エネルギー安全工学専攻	27
		小 計	461
	計		551
合 計			829

附 則（平成 18 年 3 月 30 日福大学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の福井大学大学院学則第 5 条別表 2 の表中、工学研究科博士後期課程の各専攻、小計、計及び合計欄の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 18 年度及び平成 19 年度は、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収 容 定 員	
			平成 18 年度	平成 19 年度
工学研究科	後期課程	物質工学専攻	20	19
		システム設計工学専攻	23	22
		ファイバーアメニティ工学専攻	45	45
		原子力・エネルギー安全工学専攻	12	24
		小 計	100	110
	計		578	588
合 計			856	866

附 則（平成 18 年 7 月 5 日福大学則第 4 号）

この学則は、平成 18 年 7 月 5 日から施行し、改正後の福井大学大学院学則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 12 月 6 日福大学則第 6 号）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日福大学則第 3 号）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 19 日福大学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）第 14 条第 2 号の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。
- 3 平成 20 年 3 月 31 日における教育学研究科障害児教育専攻並びに医学系研究科形態系専攻、生理系専攻、生化系専攻及び生態系専攻は、新学則別表 1 の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者及び平成 20 年 4 月 1 日以後に当該専攻に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 新学則別表 2 の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 20 年度は、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	平成 20 年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	28
		障害児教育専攻	8
		教科教育専攻	68
		小 計	104
	教職大学院の課程	教職開発専攻	30

- 5 新学則別表 2 の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 22 年度までは、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
医学系研究科	博士課程	形態系専攻	21	14	7
		生理系専攻	27	18	9
		生化系専攻	27	18	9
		生態系専攻	15	10	5
		医科学専攻	5	10	15
		先端応用医学専攻	25	50	75

- 6 平成 20 年 3 月 31 日以前に教育学研究科学校教育専攻及び障害児教育専攻に入学した者（以下「在学者」という。）及び平成 20 年 4 月 1 日以後に在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は，新学則別表 3 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 10 月 6 日福大学則第 3 号）

この学則は，平成 22 年 10 月 6 日から施行し，改正後の福井大学大学院学則の規定は，平成 22 年 7 月 15 日から適用する。

附 則（平成 24 年 6 月 12 日福大学則第 2 号）

この学則は，平成 24 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 3 日福大学則第 5 号）

この学則は，平成 24 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 20 日福大学則第 2 号）

- 1 この学則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に工学研究科後期課程に入学した者の修了要件は，改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）第 37 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日における医学系研究科博士課程医科学専攻及び先端応用医学専攻並びに工学研究科前期課程ファイバーアメニティ工学専攻並びに後期課程全専攻は，新学則別表 1 の規定にかかわらず，平成 25 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者及び平成 25 年 4 月 1 日以後に当該専攻に転入学，編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 4 新学則別表 2 の表中，次に掲げる専攻，小計及び計欄の収容定員は，同表の規定にかかわらず，平成 25 年度から平成 27 年度までは，次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医学系研究科	博士課程	医科学専攻	15	10	5
		先端応用医学専攻	75	50	25
		統合先進医学専攻	25	50	75
		小 計	115	110	105
	計		139	134	129

- 5 新学則別表 2 の表中，次に掲げる専攻及び小計欄の収容定員は，同表の規定にかかわらず，平成 25 年度は次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	平成 25 年度
工学研究科	前期課程	機械工学専攻	57
		電気・電子工学専攻	50
		情報・メディア工学専攻	54
		建築建設工学専攻	50
		物理工学専攻	32

		ファイバーアメニティ工学専攻	36
		繊維先端工学専攻	15
		小 計	492

- 6 新学則別表 2 の表中、次に掲げる専攻、小計、計及び合計欄の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
工学研究科	後期課程	物質工学専攻	12	6	－
		システム設計工学専攻	14	7	－
		ファイバーアメニティ工学専攻	30	15	－
		原子力・エネルギー安全工学専攻	24	12	－
		総合創成工学専攻	22	44	66
		小 計	102	84	66
	計		594	590	572
合 計			867	858	835

- 7 平成 25 年 3 月 31 日以前に工学研究科前期課程ファイバーアメニティ工学専攻に入学した者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以後に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、新学則別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日福大学則第 2 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日福大学則第 2 号）

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 28 年 3 月 31 日における教育学研究科教科教育専攻は、改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表 1 の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者及び平成 28 年 4 月 1 日以降に当該専攻に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 新学則別表 2 の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 28 年度は、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	平成 28 年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	42

		教科教育専攻	25
		小計	67
	教職大学院の課程	教職開発専攻	67

- 4 平成 28 年 3 月 31 日以前に教育学研究科学校教育専攻，教科教育専攻に入学した者及び工学研究科物理工学専攻に入学した者（以下「在学者」という。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は，新学則別表 3 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 6 月 7 日福大学則第 3 号）

この学則は，平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 1 日福大学則第 2 号）

この学則は，平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日福大学則第 4 号）

この学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日福大学則第 6 号）

この学則は，平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日福大学則第 2 号）

- この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）の施行前に教育学研究科教職開発専攻に在学していた学生は，この規程の施行に伴い，福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科に在学させるものとする。
- 前項に基づき福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科に在学することとなった学生は，当該学生が在学していた教育学研究科教職開発専攻を修了するために必要であった教育課程の履修を福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科において行うものとする。
- 新学則別表 2 の表中，次に掲げる専攻の収容定員は，同表の規定にかかわらず，平成 30 年度は，次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	平成 30 年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	57
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科	教職大学院の課程	教職開発専攻	77

附 則（ 年 月 日福大学則第 号）

- この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 2 年 3 月 31 日における教育学研究科及び工学研究科各専攻（以下この項において「旧研究科等」という。）は，改正後の福井大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表 1 の規定にかかわらず，令和 2 年 3 月 31 日に旧研究科等に在学する者及び令和 2 年 4 月 1 日以降に旧研究科等に転入学，編入学又は再入学する者が在学なくなる日までの間，存続するものとする。

- 3 新学則別表2の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度は、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	令和2年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	27
		計	27
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科	専門職学位課程(教職大学院の課程)	教職開発専攻	100
		計	100
工学研究科	前期課程	機械工学専攻	32
		電気・電子工学専攻	30
		情報・メディア工学専攻	31
		建築建設工学専攻	28
		材料開発工学専攻	24
		生物応用化学専攻	21
		物理工学専攻	18
		知能システム工学専攻	27
		繊維先端工学専攻	15
		原子力・エネルギー安全工学専攻	27
		産業創成工学専攻	85
		安全社会基盤工学専攻	84
		知識社会基礎工学専攻	84
		計	506
国際地域マネジメント研究科	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻	7
		計	7

別表1（第4条関係）

研究科（課程）		専 攻
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科	専門職学位課程(教職大学院の課程)	教職開発専攻
医学系研究科	修士課程	看護学専攻
	博士課程	統合先進医学専攻

工学研究科	前期課程	産業創成工学専攻
		安全社会基盤工学専攻
		知識社会基礎工学専攻
	後期課程	総合創成工学専攻
国際地域マネジメント研究科	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻

別表 2（第 4 条関係）

研究科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科	専門職学位課程(教職大学院の課程)	教職開発専攻	60	120
	計		60	120
医学系研究科	修士課程	看護学専攻	12	24
	博士課程	統合先進医学専攻	25	100
	計		37	124
工学研究科	前期課程	産業創成工学専攻	85	170
		安全社会基盤工学専攻	84	168
		知識社会基礎工学専攻	84	168
		小 計	253	506
	後期課程	総合創成工学専攻	22	66
	計		275	572
国際地域マネジメント研究科	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻	7	14
	計		7	14
合 計			379	830

別表 3（第 40 条関係）

研究科	専 攻	教員の免許状の種類	免許教科
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園	教職開発専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理

大学連合 教職開発 研究科			科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，家庭，工業，英語
		特別支援学校教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状	
工学研究 科	産業創成工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
	安全社会基盤工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	知識社会基礎工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科，工業

(白 紙 ペ ー ジ)

福井大学大学院国際地域マネジメント研究科委員会規程（案）

年 月 日
福大規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、福井大学教授会規則（平成27年福大規則第3号、以下「教授会規則」という。）第10条の規定に基づき、福井大学大学院国際地域マネジメント研究科（以下「本研究科」という。）に置く委員会（以下「研究科委員会」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 研究科委員会は、国際地域マネジメント研究科長（以下「研究科長」という。）、本研究科担当の教員をもって構成する。

（任務）

第3条 研究科委員会は、学長が教授会規則第4条第1項第1号から第6号に掲げる事項（教育に関する事項に限る。）について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 研究科委員会は、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（1）自己評価（教育に関する事項に限る。）に関する事項

（2）その他教育研究に関する事項で、研究科委員会の意見を聴いて学長が定める事項

3 研究科委員会は、研究科長がつかさどる次の事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（1）研究科の教育に係わる要請に関する事項

（2）研究科長適任候補者の推薦に関する事項

（3）その他研究科長が定める事項

（会議の主宰及び議長）

第4条 研究科長は、研究科委員会を主宰し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、構成員の中からあらかじめ議長が指名した教授が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 研究科委員会は、定例研究科委員会及び臨時研究科委員会とする。

2 定例研究科委員会は、原則として月1回招集する。

3 臨時研究科委員会は、研究科長が必要と認めたとき、又は研究科委員会の構成員（研究科長を除く。）の3分の1以上の者から議題を付し、文書にて要請があったとき招集する。

（会議の成立等）

第6条 研究科委員会は、当該研究科委員会の構成員である教授の2分の1以上が出席し、かつ、2分の1以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 研究科委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（構成員以外の出席）

第7条 議長は、必要があると認めたときは、教授会規則第9条に基づき、研究科委員会の議を経て構

成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事及び運営等)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営等については、研究科委員会が定める。

(事務)

第9条 研究科委員会に関する事務は、総務部国際地域学部運営管理課において処理する。

(規程の改廃等)

第10条 この規程の改廃については、構成員の3分の2以上の出席により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

2 研究科委員会がこの規程の改廃及び第3条第3項に規定する事項について定めたときは、学長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。